



I-OWA マンスリー・セミナー講演より 一緒に考えよう「相続」！ 十人十相続、最適相続（相続経済）とは？

講演：桑瀬 登紀子氏
レポーター：川元 由喜子

司法書士として、実務的に見てきた相続の現場経験をもとにお話します。

結論から言ってしまうと、相続にはいろんなリスクがあって、それらをヘッジするためには、遺言の作成をお勧めします。健康寿命である 70 歳ぐらいに達したら、この後何が起こるかもわかりません。また遺言は法律行為ですから、認知症になってからでは遅いということもあります。今からすぐ書くという気持ちになっていただいてもいいくらいです。

実務の中で扱う相続の要素は、ヒト・モノ・カネ、そしてそれらの関係をコントロールするのが法律と税務です。ヒト（相続人）とモノ（相続財産）の間をコントロールするのが法律ですが、これは民法だけではありません。高齢の方が亡くなってその両親にまで遡る場合などには、旧民法も関わってきますし、家督制度も慣習もまだ生きています。民法には「系譜、祭具及び墳墓の所有権は、・・・ 慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。・・・」等々、はっきりと書いてあります。



「カネ」というのは、相続財産というモノが「相続分」という金銭換算になったもの、それをコントロールするのが税金です。法律と税務は、全く相続の範囲が一緒というわけではないので、節税のやり過ぎや保険の掛け過ぎのせいで、間違ってしまうこともあります。

皆さんが普段注目しているのは、こうした法律や税金の側面です。でも本当は、ヒトとカネの間には、家族の歴史や時間があり、その間に人間関係やお互いの感情、公平・不公平といった要素が



長期投資仲間通信「インベストラ이프」

あるのではないのでしょうか。そういった要因で、相続がもめる。もめればもめるほど長引いて、不幸な時間が費やされます。

法律や税金の側面だけを見ている人は、結局、弁護士を頼み、弁護士が何を相手に送るかという、「この件は私が代理人になったから、直接、当事者に連絡するな」という手紙。そんな手紙貰ったら、びっくりしますよね。弁護士は、本当のことは相手に伝えませんから、やはり本人同士が会って話したほうがいいのです。それだけで随分解決が楽になるのに、すぐ法律の話に持っていくからややこしくなるのです。弁護士の費用も安くはありません。

相続ではこの人間関係とか、感情といった、いわば遺言の前文に当たるところが、本当は大事なんです。裁判沙汰にするという手もありますが、高いコストと長い時間をかけて散々争っても、結局最大限、決着するのが法定相続なんですね。法は意外と無力で、介護した場合など、一応、「寄与分」というものもありますが、認めてもらうのは難しく、最後に落ち着くのは法定相続なんです。そういうことも考えて、最適相続を見つけるのがいい。秘策はありません。

十人十色と言いますが、まさに「十人十相続」なんです。ヒト・モノ・カネ・時間を取りまく諸要素、その全体を理解し向き合う、そして最適化することです。税金や法律は、一部の要素でしかないのです。これを念頭に、自分の最期、『終(つい)をデザイン』してください。

講演では、複雑な家族関係で相続が起きる具体例や、相続額、相続税額の計算例、遺言の種類と費用など、実務上の知識についても解説していただきました。実際にあった案件を交えて、ドラマのような人間関係や、思わず「ある、ある」と頷くようなエピソードを伺いましたが、この要約版ではご紹介できないのが残念です。